

大崎町 公共施設等総合管理計画



平成28年7月策定
(令和 6年5月改訂)

鹿児島県 大崎町

第1章 計画の概要

第1節	計画の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	3

第2章 人口推計と財政状況の変化

第1節	人口の動向と将来予測	4
第2節	財政状況	7

第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

第1節	対象施設の分類	10
第2節	公共施設等の現状	11
第3節	将来の更新費用の見通し	18
第4節	公共施設等における現状と課題	26

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

第1節	基本方針及び目標値の設定	27
-----	--------------	----

第5章 推進体制

第1節	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	29
第2節	情報管理・共有方策	30
第3節	議会や町民との情報共有等	30
第4節	フォローアップの実施の方針	30

第6章 個別方策の実施方針について

第1節	点検・診断等の実施方針	32
第2節	維持管理・修繕・更新等の実施方針	32
第3節	安全確保の実施方針	32
第4節	耐震化の実施方針	32
第5節	長寿命化の実施方針	33
第6節	ユニバーサルデザイン化の推進方針	33
第7節	統合や廃止の推進方針	33
第8節	行政サービス水準等の検討	33
第9節	PPP/PFIの活用について	34

第10節	市区町村域を超えた広域的な検討等について	34
第11節	脱炭素化の推進について	34
第12節	SDGsの取組について	34

第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

第1節	建設系施設	35
第2節	土木系施設(財政状況)	41
第3節	企業会計施設(上水道施設・下水道施設)	42

添付資料

対象施設一覧表

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の趣旨

日本は、高度経済成長期に、多くの公共施設の整備が進められてきました。その当時から建設された公共施設の建築年数は現在30年以上を経過し、老朽化による大規模改修や修繕、建替えが急務となっています。加えて、高速道路のトンネルの天井板崩落事故をはじめとする老朽化問題が各地で報告されており、老朽化対策が大きな社会問題ともなっています。一方、近年の日本経済は低迷しており、財政の危機的な状況が続いています。また、高齢化社会に伴う社会保障費の増加や生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等が推測され、依然厳しい財政状況が続くと思われま

す。

本町においてもその例外ではなく、老朽化した施設が数多く存在しています。これらを維持管理していくためにかかる毎年の経費や、老朽化に伴い必要となる建替えや改修の経費は、今後の町の財政にとって、かなり大きな負担となることが予想されます。また、少子高齢化の進行といった社会環境の変化も視野に入れつつ、施設の統廃合や機能転換なども含め、公共施設の適正配置と有効活用について、早急に検討を進めることが求められています。

そこで本町では、平成28年度には「大崎町公共施設等総合管理計画」を策定し、今後、財政的な負担となる更新費用を推計し、持続可能な自治体経営ができるよう、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針を定め、今後10年間で保有している施設の総量を縮減していくという全体的な方針を定めました。

本計画では、施設の重要度及び劣化度に応じて個別施設ごとの今後の方針を定め、優先的に整備する施設等の判断を行うことで、総量適正化につなげるとともに、計画的な保全により、維持管理コストを低減していくことで、公共施設にかかる財政負担を軽減し、持続可能な自治体経営につなげることを目的としています。

第2節 計画の位置づけ

本町では、「まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち」を本町の将来像として、「大崎町第3次総合計画」において、厳しい財政制約のもとで財政運営を行っていくにあたって、公有財産の有効活用や、施設の機能向上・統合・廃止・民間委託等を実施し、行政のスリム化・歳出の抑制を図ることを方針のひとつとして掲げています。

本計画は、本町の将来像を実現するため、「大崎町公共施設等総合管理計画」において定めた公共施設等の総合的な管理に関する基本方針を実現するための計画であり、個別施設の今後の方針を定めるものです。類似する計画として、公営住宅等の長寿命化方針について定めた、公営住宅等寿命化計画、橋りょう長寿命化計画等が挙げられます。本計画においては、公営住宅等および学校施設を除く、建物系公共施設を対象とするものとします。



第3節 計画期間

公共施設等は50年以上長期継続して使用するものであるため、長期的な視点を持って、今後30年から40年先を見据えた将来を推計し、方向性や目標値の設定を行います。社会環境の変化や人口動態の変化などを考慮し、本計画の計画期間は、2016年度から2025年度までの10年間とします。

計画内容は社会情勢の変化や財政事情、事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとします。また、既に進行中の計画については、見直しのタイミングで本計画の方針を反映していくものとします。

■各計画の計画期間■

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
大崎町総合計画	第3次大崎町総合計画										
公共施設等総合管理計画	基本方針 保有総量の縮小、効率的な利活用の促進、長寿命化の推進				2026からの10年計画						
個別施設計画本計画	第1期				第2期			第3期			
公営住宅等長寿命化計画	2017-2026					2027からの10年計画					
学校施設長寿命化計画	2022-2031										

↑ 個別計画の内容を踏まえて見直し
↓ 見直し内容の反映

■公共施設等総合計画の計画期間■

平成28年度～令和7年度まで(10年間)

第2章 人口推計と財政状況の変化

第1節 人口の動向と将来予測

大崎町の人口は、1955年（昭和30年）以降、減少の一途をたどり、2020年（令和2年）人口は、12,385人※となっています。また、高齢化率は39.38%と、上昇が続き、さらに世帯構成別にみると、2015年（平成27年）国勢調査時において2.18人であった1世帯あたり人員が2020年（令和2年）は2.10人と、1世帯あたり人員も縮小しており、特に2015年（平成27年）に25.47%であった高齢者の単身世帯が2020年（令和2年）においては27.27%となっています。合計特殊出生率においては、1.88%となっており、全国の1.43%、鹿児島県の1.68%と比較すると高い状況にありますが、人口ビジョンで目標とする2040年（令和22年）合計特殊出生率2.10には届いておらず、さらに、出生数も年々、減少しています。

国勢調査によると、2010年（平成22年）に14,215人であった人口は、2015年（平成27年）には13,241人、2020年（令和2年）には12,385人※と急速に減少しています。内訳を見ると、生産年齢人口については、2010年（平成22年）は56.01%、2015年（平成27年）は52.60%、2020年（令和2年）は49.16%と減少傾向にありますが、高齢人口については、2010年（平成22年）は32.2%、2015年（平成27年）は36.0%、2020年（令和2年）には39.4%と増加傾向にあります。

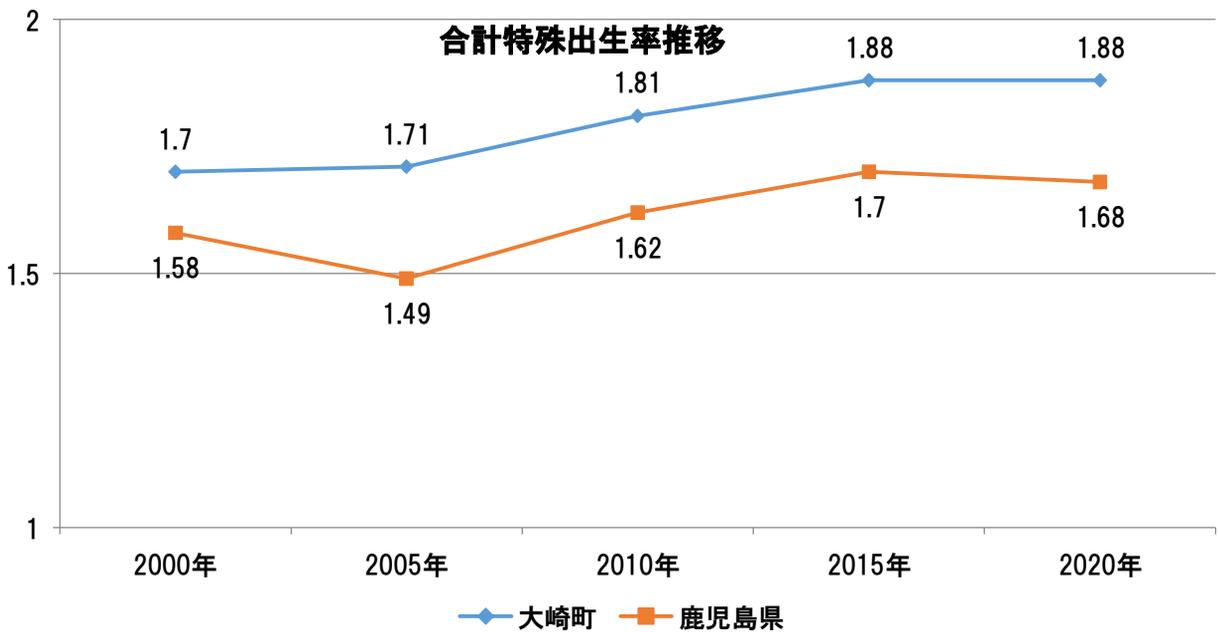
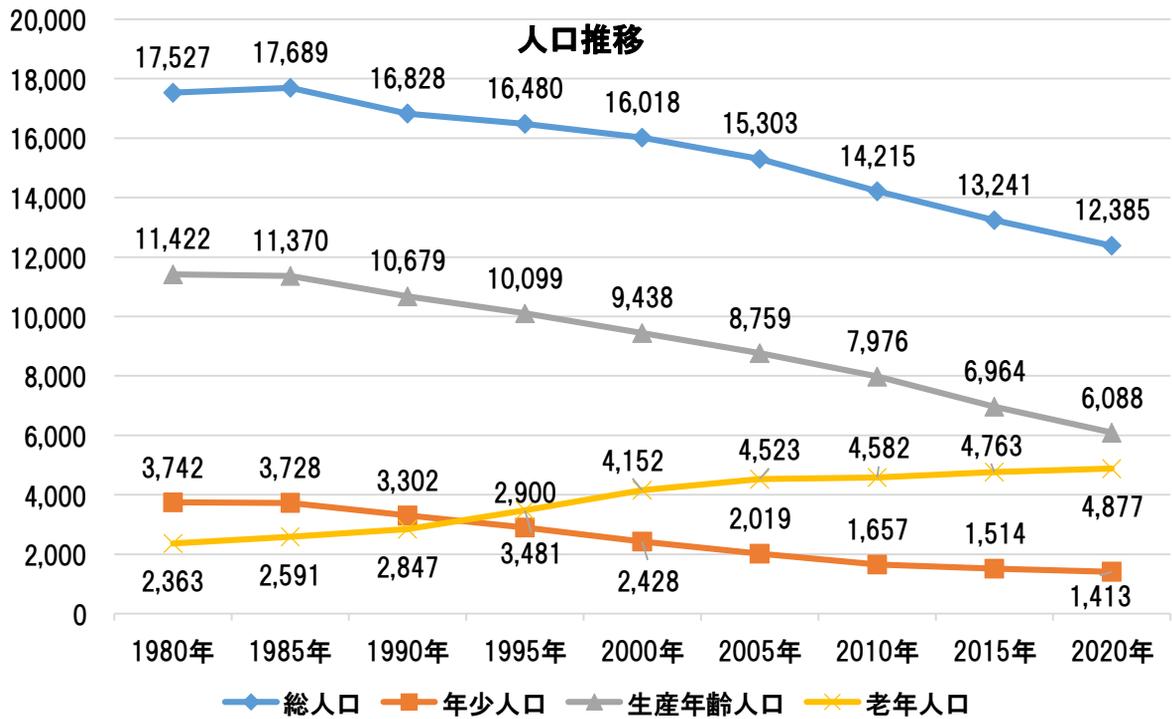
国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、大崎町の人口は2040年（令和22年）には7,836人と予測されており、その内訳は年少人口が10.97%、生産年齢人口が43.86%、高齢人口が45.15%とされ、2055年までは生産年齢人口率は減少、老年人口率は上昇し、年少人口率は横ばいで推移しますが、2055年（令和37年）以降は、全ての年齢区分割合が横ばいで推移することが予測されています。

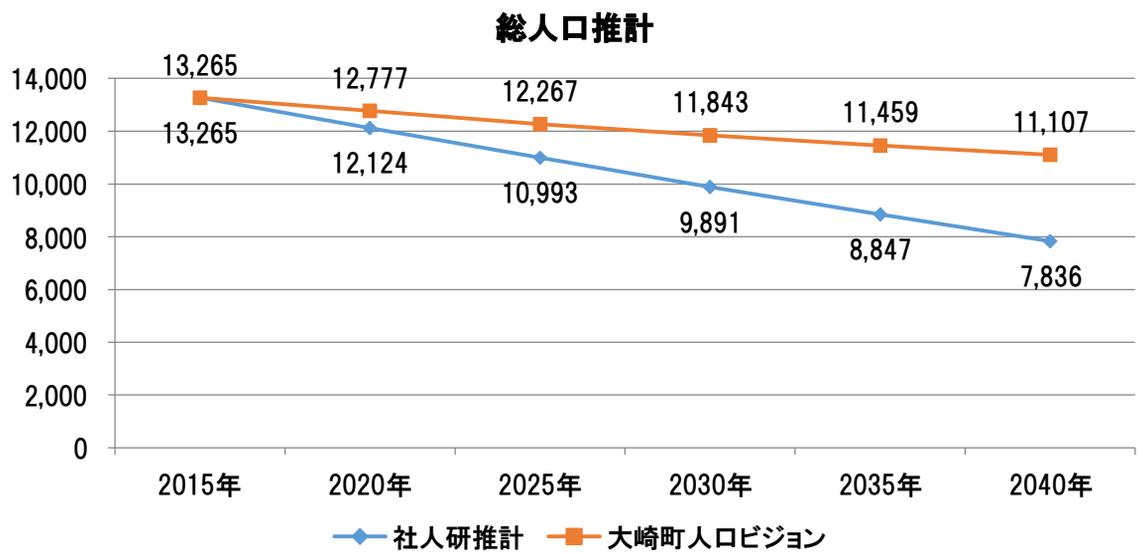
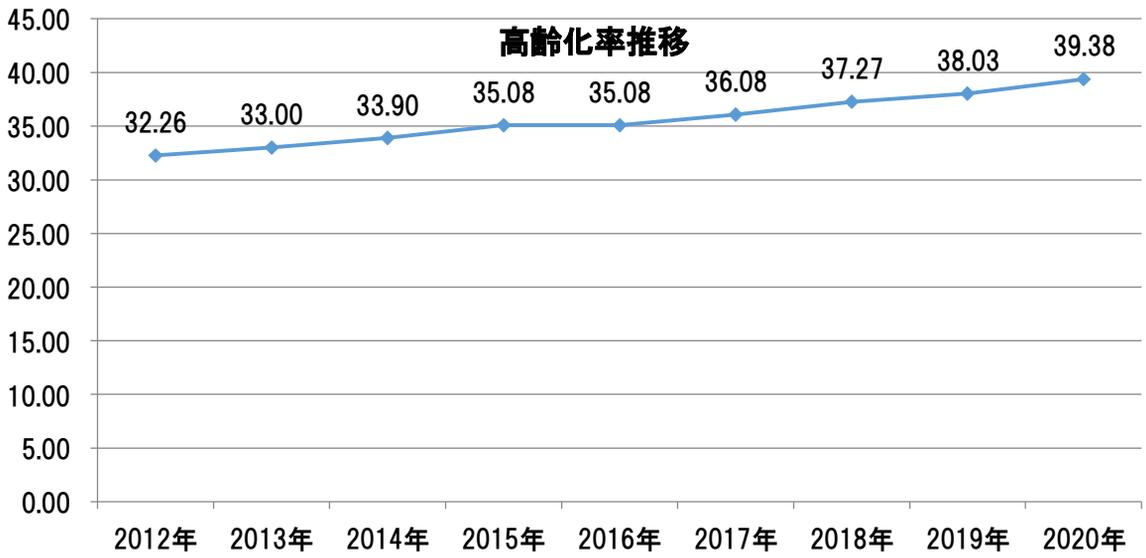
【将来人口の見通し】

（単位：人）

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
1980	17,527	3,742	11,422	2,363
1985	17,689	3,728	11,370	2,591
1990	16,828	3,302	10,679	2,847
1995	16,480	3,481	10,099	2,900
2000	16,018	2,428	9,438	4,152
2005	15,303	2,019	8,759	4,523
2010	14,215	1,657	7,976	4,582
2015	13,241	1,514	6,964	4,763
※2020	12,385	1,413	6,088	4,877
1980→2020	△5,142	△2,329	△5,334	2,514

※2020年は町独自推計値





第2節 財政状況

(1)歳入・歳出決算の状況

歳入について、自主財源の割合は47%、依存財源の割合は53%となっているが、ふるさと応援寄附金等の寄附金額を除くと自主財源の割合は22%、依存財源の割合は78%となり依存財源の割合が高くなっています。

歳入については、補助費等、物件費、積立金の順に多くいなくなっています。

■令和2年度一般会計決算歳入

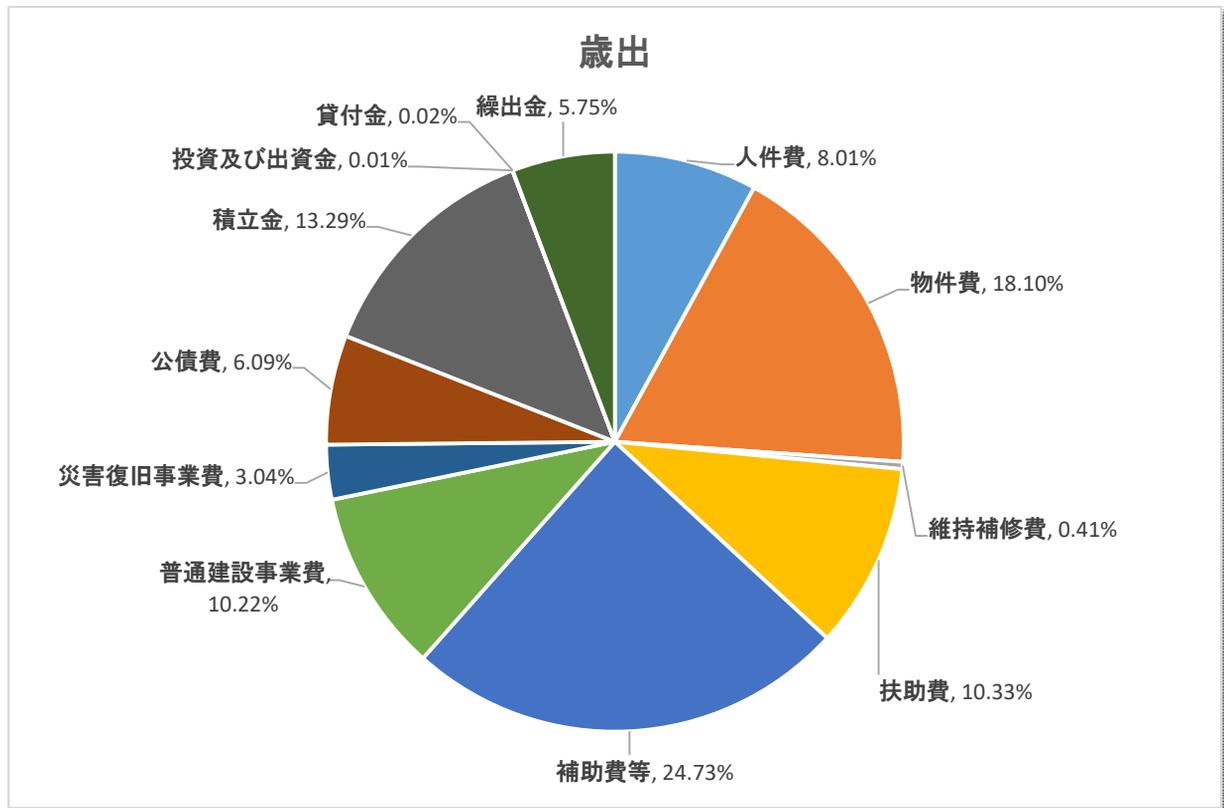
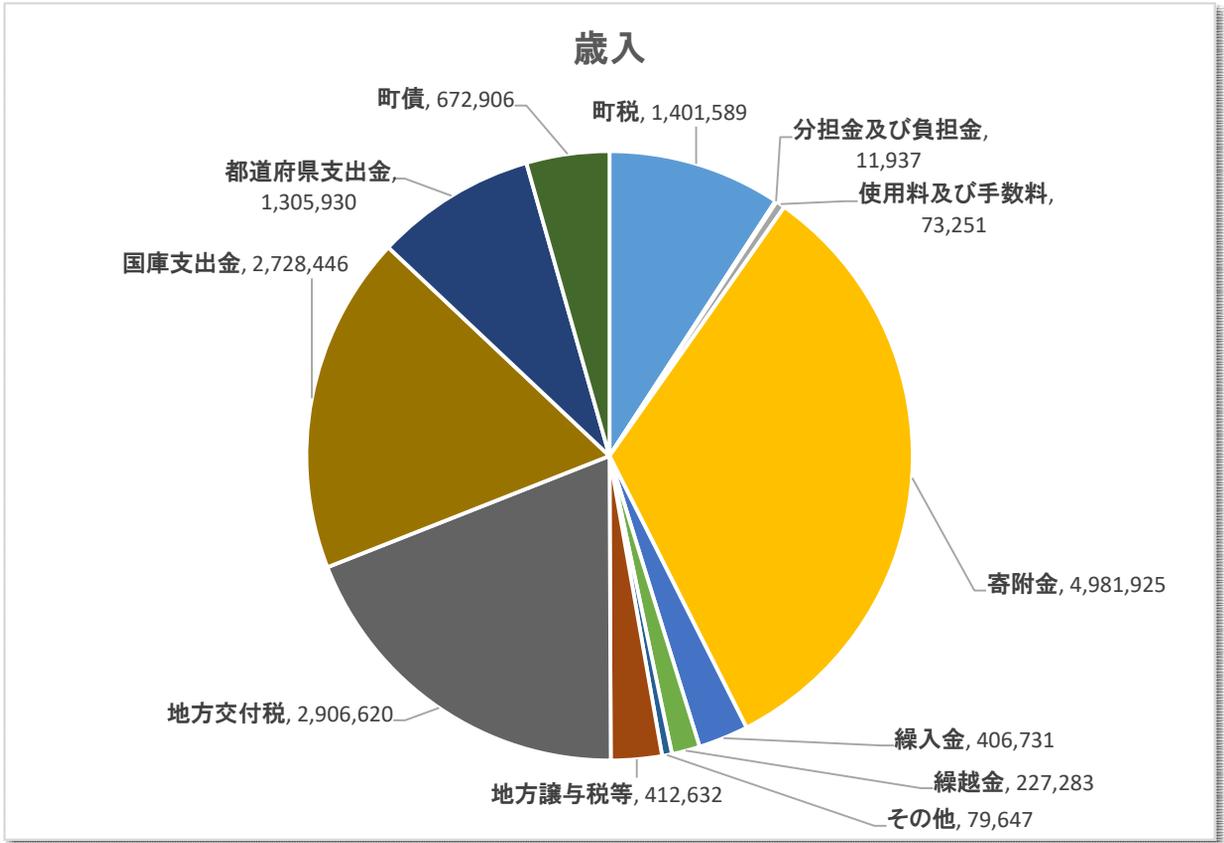
区 分		決算額	対総額比
自主財源	町税	1,401,589	9.22%
	分担金及び負担金	11,937	0.08%
	使用料及び負担金	73,251	0.48%
	寄附金	4,981,925	32.76%
	繰入金	406,731	2.67%
	繰越金	227,283	1.49%
	その他	79,647	0.52%
依存財源	地方交付税	412,632	2.71%
	国庫支出金	2,906,620	19.11%
	県支出金	2,728,446	17.94%
	都道府県支出金	1,305,930	8.59%
	町債	672,906	4.42%
自主財源合計		7,182,363	
		47%	
依存財源合計		8,026,534	
		53%	
歳入合計		15,208,897	

■令和2年度一般会計決算歳出

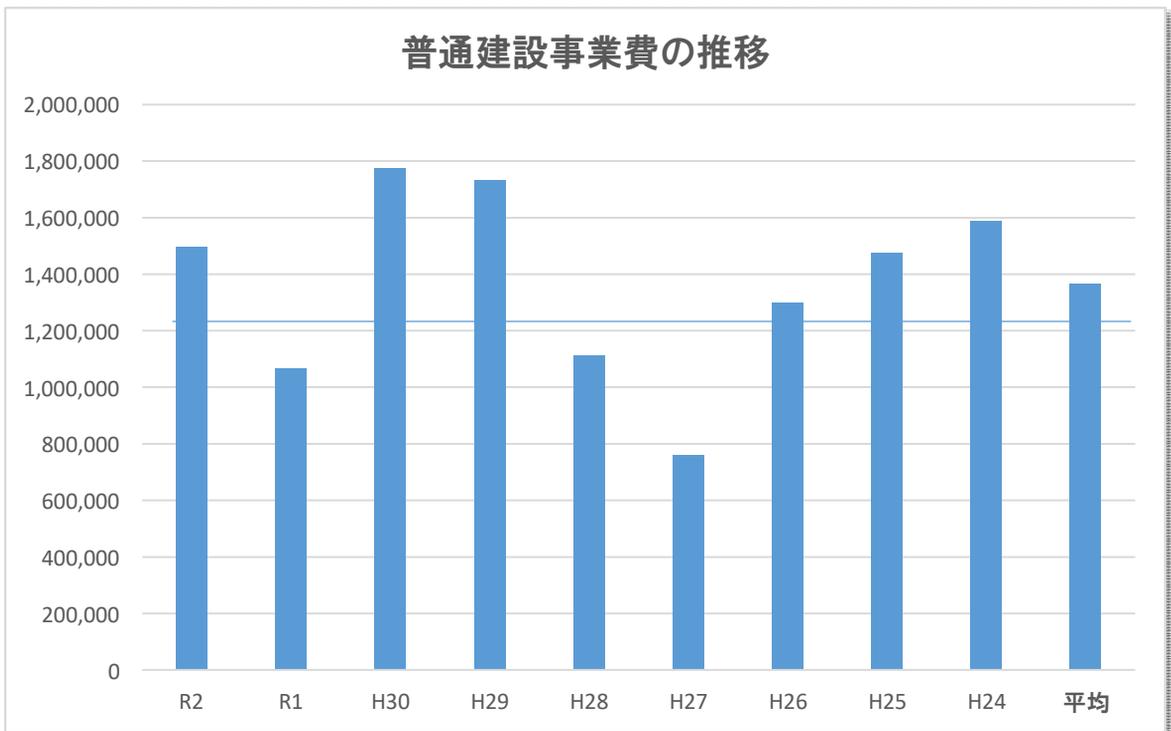
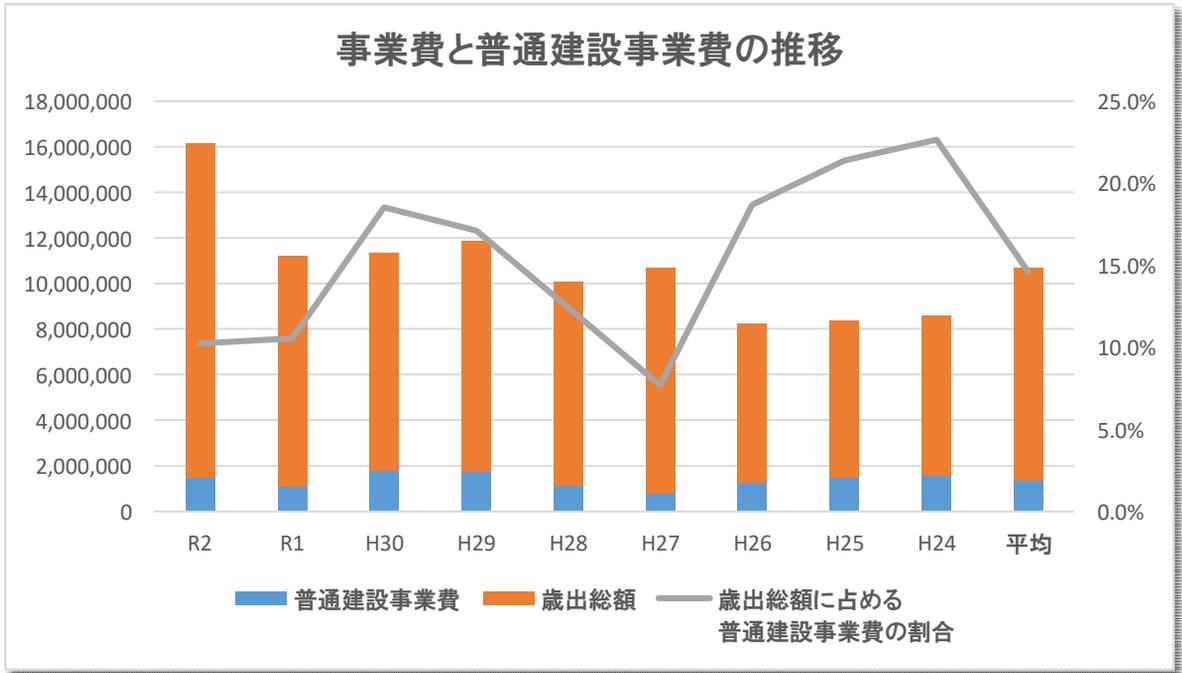
区 分	決算額	対総額比
人件費	1,173,517	8.01%
物件費	2,650,216	18.10%
維持補修費	60,194	0.41%
扶助費	1,512,299	10.33%
補助費等	3,621,244	24.73%
普通建設事業費	1,497,469	10.22%
災害復旧事業費	445,450	3.04%
公債費	892,457	6.09%
積立金	1,946,435	13.29%
投資・出資金	1,000	0.01%
貸付金	2,860	0.02%
繰出金	842,290	5.75%
歳出合計	14,645,431	100%

■寄付金を控除した場合

自主財源合計	2,200,438
自主財源合計 (%)	22%
依存財源合計	8,026,534
依存財源合計 (%)	78%
歳入合計	10,226,972



(2)財政状況の推移



第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

第1節 対象施設の分類

(1) 公共施設等の分類

本計画では所有するすべての施設を対象とすることとされており、以下のとおり分類します。公共施設等は、建物系公共施設、土木系施設、企業会計施設の3つに分類し、さらに機能別に以下の分類に整理します。なお、この分類は、総務省の提供するツールの分類を参考としており、「市民」などの表記がでてきますが、総務省の分類に沿って使用するものとします。

【総務省施設分類】

	大分類	中分類	主な施設
建物系	市民文化系施設	集会施設	公民館・青年の家・集会所
		文化施設	文化センター・文化会館
	社会教育系施設	図書館	図書館
		博物館等	博物館、郷土資料館等
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館、プール、武道館、競技場
		レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場、少年自然の家、観光センター
		保養施設	保養施設、温泉施設
	産業系施設	産業系施設	労働会館・勤労会館、産業振興センター、物産館
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
		その他教育施設	総合教育センター、給食センター
	子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園、保育園、こども園
		幼児・児童施設	児童館、子育て支援センター、児童クラブ
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター、地域包括支援センター、老人憩いの家
		児童福祉施設	児童養護施設、母子生活支援施設
		その他社会保険施設	福祉会館
	行政系施設	庁舎等	庁舎、支所
		消防施設	消防署、分団車庫
		その他行政系施設	清掃事務所、備蓄倉庫、防災センター
	公営住宅等	公営住宅・教員住宅	市営住宅、一般住宅、教員住宅
公園	公園	管理棟、倉庫、便所	
その他	その他	駐車場・駐輪場、斎場・墓苑、公衆便所、職員住宅	
土木系	道路	道路	市道、農道、林道
	橋りょう	橋りょう	橋りょう
	その他	その他	トンネル、人工地盤、公園施設、水門・樋門、池沼、河川、水路、港湾・漁港、プール、防火水槽、その他
企業会計	上水道施設	上水道施設	浄水処理場、配水場
	下水道施設	下水道施設	下水処理施設

第2節 公共施設等の現状

(1) 建物系公共施設の保有状況

① 建物系公共施設の現状

大崎町では、457棟、76,179.97㎡の建物を保有しています。用途別に分類してみると、学校教育系施設、公営住宅等で施設の保有数、量ともに多くなっています。

施設の分類は、巻末公共施設一覧を参照。

【用途分類施設一覧、建物管理情報一覧】

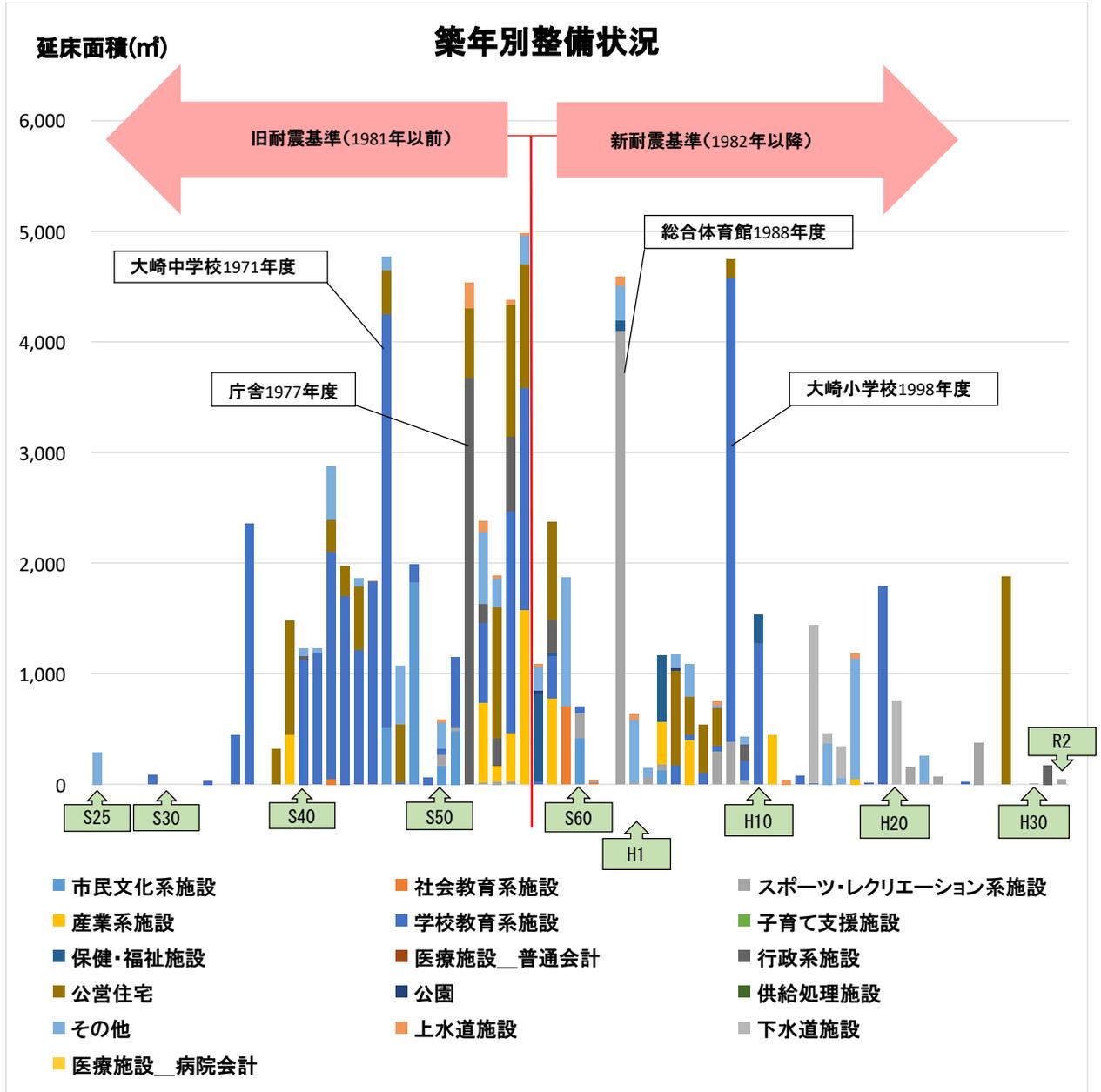
	大分類	中分類	施設数 (棟)	建物棟数 (棟)	総延床面積 (㎡)
建物系	市民文化系施設	集会施設	4	5	1,230.68
		文化施設	1	2	2,309.66
	社会教育系施設	図書館	1	4	721.39
		博物館等	1	1	47.88
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8	18	4,556.96
		レクリエーション施設・観光施設	5	28	1,520.79
	産業系施設	産業系施設	8	17	5,398.90
	学校教育系施設	学校	8	95	28,607.32
		その他教育施設	1	2	1,220.76
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	4	900.58
		その他社会保険施設	2	2	860.72
	行政系施設	庁舎等	2	8	4,446.48
		消防施設	11	13	998.30
	公営住宅等	公営住宅・教員住宅	16	166	12,434.85
公園	公園	2	5	63.35	
その他	その他	29	56	7,619.70	
企業会計	上水道施設	上水道施設	12	18	691.74
	下水道施設	下水道施設	1	13	2,549.91
総計			113	457	76,179.97

令和2年度決算「固定資産台帳」より

②地区年別整備状況

建築された年度別にみると、1970年代から1990年代までの期間に集中していることが分かります。建設された用途の推移をみていくと、学校・住宅の整備が1950年代1960年代で行われ、その他、1970年代から1980代後半からは産業系施設や公園などの整備が中心に進められていったことがわかります。

【建物建築年表】



③建物系公共施設の保有量の推移

大分類	平成28年度			令和2年度			延床面積の相違 (㎡)
	施設数	建物棟数	延床面積 (㎡)	施設数	建物棟数	延床面積 (㎡)	
市民文化系施設	5	7	3,104.31	5	7	3,540.34	436.03
社会教育系施設	3	6	1,279.83	2	5	769.27	-510.56
スポーツ・レクリエーション系施設	16	55	10,483.19	13	46	6,077.75	-4,405.44
産業系施設	8	17	5,398.40	8	17	5,398.90	0.5
学校教育系施設	23	144	35,187.50	9	97	29,828.08	-5,359.42
保健・福祉施設	7	12	3,218.12	3	6	1,761.30	-1,456.82
行政系施設	14	20	5,367.47	13	21	5,444.78	77.31
公営住宅等	17	172	11,300.38	16	166	12,434.85	1,134.47
公園	2	5	63.35	2	5	63.35	0
その他	17	36	5,132.26	29	56	7,619.70	2,487.44
上水道施設	11	17	483.64	12	18	691.74	208.1
下水道施設	1	13	2,549.91	1	13	2,549.91	0
合計	124	504	83,568.36	113	457	76,179.97	-7,388.39

④建物系公共施設の減価償却率の推移

令和2年度決算により、新地方公会計の統一的基準に基づく固定資産台帳整備に伴い、投資的支出にあたる大規模改修等の資産形成分も計上している事から建物の減価償却額よりも取得価格等の金額が多い場合、減価償却率が下がる場合があります。

建物系公共施設の減価償却率の推移

大分類	平成28年度	令和2年度	備 考
	減価償却率 (%)	減価償却率 (%)	
市民文化系施設	78.40	88.33	
社会教育系施設	73.57	68.28	
スポーツ・レクリエーション系施設	52.79	70.32	
産業系施設	79.09	86.43	
学校教育系施設	79.34	65.18	
保健・福祉施設	57.03	68.56	
行政系施設	75.90	63.72	
公営住宅等	82.54	69.45	
公園	99.92	100.00	
その他	84.10	79.84	
上水道施設	52.73	65.66	
下水道施設	27.85	40.46	
合 計	71.53	68.18	

⑤過去に行った対策の実績(建築系公共施設)

公共施設等総合管理計画策定(平成28年7月)以降に公共施設マネジメントとして実施した対策は、以下のとおりです。

■除却

施設名称	延床面積 (㎡)	対象実施年度	備考
大丸小学校体育倉庫	20.00㎡	H29	
永吉賃貸住宅	60.44㎡	H30	
永吉賃貸住宅単車倉庫	3.6㎡	H30	
諏訪下住宅1	116.68㎡	H30	
諏訪下住宅2	116.68㎡	H30	
諏訪下住宅3	116.68㎡	H30	
城内住宅車庫倉庫	65.19㎡	H30	
菱田賃貸住宅	74.07㎡	H30	
いこいの森四阿	12.85㎡	H30	
野方小学校らく焼庫	11.30㎡	H30	
中沖校長住宅	82.08㎡	H30	
中沖校長住宅車庫	24.00㎡	H30	
旧菱田中学校(校舎等)	3,790.40㎡	H30	
大崎中学校(校長住宅)	70.00㎡	R01	
大崎中学校(校長住宅車庫)	17.00㎡	R01	
大崎中学校(教頭住宅)	70.00㎡	R01	
大崎中学校(教頭住宅車庫)	17.00㎡	R01	
野方小学校(教頭住宅)	82.08㎡	R01	
中沖小学校(教頭住宅)	82.08㎡	R01	
中沖小学校(教頭住宅車庫)	24.00㎡	R01	
持留小学校(校長住宅)	77.75㎡	R01	
持留小学校(校長住宅車庫)	25.00㎡	R01	
大丸小学校(教頭住宅)	82.08㎡	R01	
大丸小学校(教頭住宅車庫)	24.00㎡	R01	
大崎小学校(旧校長住宅)	82.00㎡	R01	
大丸小学校(校長住宅)	82.08㎡	R01	
大丸小学校(校長住宅車庫)	24.00㎡	R01	
持留小学校(教頭住宅)	82.08㎡	R01	
持留小学校(教頭住宅車庫)	24.00㎡	R01	

■無償譲渡

施設名称	延床面積 (㎡)	対象実施年度	備考
あすばる大崎	4,447.95㎡	R03	

(2)土木系公共施設の保有状況

公共施設だけではなく、本町の道路・橋りょうといった「インフラ資産」も町民の生活を支える上で欠かせないものとなります。令和2年度決算時点では、本町は下記種類・数量のインフラ資産を保有しています。

工作物	件数	数量	備考
町道	226本	303,380m	建設課 町道台帳より
農道	986本	383,391m	耕地課 農道台帳より
林道	6本	11,724m	農林振興課 林道台帳より
橋梁	60箇所	1,414m	うち町道分として56橋 1,309.5m うち農道分として2橋 75m うち林道分として2橋 30m
河川	9箇所	—	建設課 河川台帳より
プール	1箇所	46,794㎡	町営プール
防火水槽	355箇所	—	総務課
その他（消化栓）	231箇所	—	総務課
その他（公園等）	2箇所	—	中央公園 ふれあいの里公園
その他		防災行政無線屋外拡声子局（70箇所）その他	

令和2年度末現在

(3)企業会計施設の保有状況

町民の生活を支える「インフラ資産」の中には、道路・橋りょうといった土木系公共施設の他に、上水道施設、下水道施設も含まれます。令和2年度決算時点では、本庁は下記種類・数量のインフラを保有しています。

上水道施設の管理状況

施設	数量		備考
導水管	総延長	0.85 k m	
送水管	総延長	19.84 k m	
配水管	総延長	252.14 k m	
水源地	箇所数	8 箇所	
配水池	箇所数	8 箇所	

令和2年度地方公営企業決算状況調査より

下水道施設の管理状況

施設	数量		備考
管渠	布設延長	56 k m	マンホールポンプ17箇所
処分場	箇所数	1 箇所	大崎クリーンセンター

令和2年度決算「固定資産台帳」より

第3節 将来の更新費用の見通し

(1) 建物系公共施設の更新費用推計

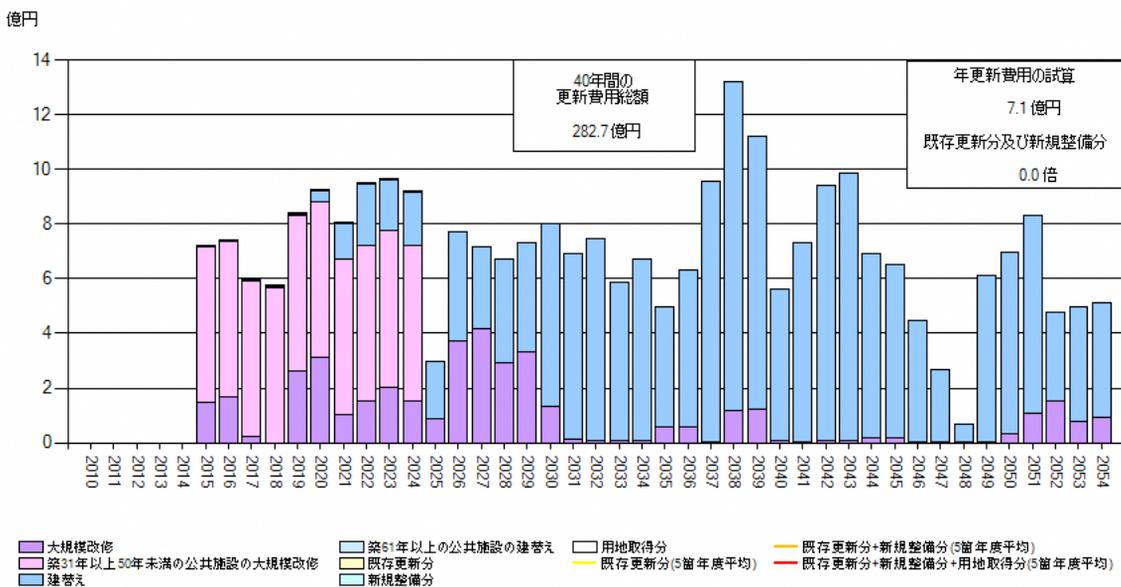
① 公共施設等総合管理計画策定時の更新費用推進

将来の更新費用について試算をした結果、現在保有しているすべての施設を建替え、大規模改修を実施した場合、今後40年間の総額で282.7億円、1年あたりでは7.1億円かかる見込みとなります。今後厳しくなる財政状況の中、施設の建替えや大規模改修に必要な財源の確保は、次第に困難となると見込まれることから、早急に施設のあり方を見直し、保有総量の圧縮、計画的保全の実施にといった施設マネジメントに取り組むことで、施設にかかるコストを削減する必要があります。

建物系公共施設の更新費用推計(改訂前)

今後40年間の更新費用総額	282.7億円
1年平均更新費用	7.1億円

町有建築物の将来の更新等に関する費用の推計



②改訂版の更新費用推計（建物系公共施設）

公共施設等総合管理計画策定版では、令和3年度に策定した公共施設等個別施設計画の実施計画を踏まえ、今後必要となる更新費用推計は、試算の結果、以下のとおりです。

建物系公共施設の更新費用推計(改訂後)

今後40年間の更新費用総額	259.4億円
1年平均更新費用	6.5億円

③対策効果額（建物系公共施設）

公共施設等総合管理計画策定時の今後必要となる更新費用推計値から、公共施設等個別施設計画の長寿命化方針を踏まえ、更新費用推計の対策の効果額を試算した結果は、以下のとおりです。

建物系公共施設の更新費用推計の対策の効果額

	改定前	改定後	対策の効果額
今後40年間の更新費用総額	282.7億円	259.4億円	23.3億円
1年平均更新費用	7.1億円	6.5億円	0.6億円

(2)土木系公共施設の更新費用推計(道路・橋りょう)

道路・橋りょうといった土木系公共施設の更新費用推計結果は、今後40年で144.3億円、1年あたりでは3.6億円がかかる試算となります。道路や橋りょうは生活に欠かせない施設であり、削減が難しいため、更新に必要な財源が不足する場合は、別な分野の投資額削減を検討する必要があります。なお、(1)建物系公共施設の更新費用推計及び(2)土木系公共施設の更新費用(道路・橋りょう)と過去の建設投資額を比較した場合、建物系公共施設と土木系公共施設の大規模改修や建替え、更新に必要な費用に対して、1年あたりで4.3億円ほど不足する計算となります。

・土木系公共施設の更新費用推計

	土木系公共施設
今後40年間の更新費用総額	144.3億円
1年平均更新費用	3.6億円

・建物系公共施設・土木系公共施設の更新費用推計

	建物系公共施設	土木系公共施設	合計
(A) 今後40年間の更新費用総額	259.4億円	144.3億円	403.7億円
(B) 1年平均更新費用	6.5億円	3.6億円	10.1億円
(C) 過去の建設投資額(5箇年平均)		14.4億円	14.4億円
(D) (B) - (C) 年間不足分		4.3億円	4.3億円

(3)企業会計施設の更新費用推計(上水道・下水道)

道路・橋りょうといった土木系公共施設のほかに、私たちの生活に欠かせないライフラインとして、本町は上水道と下水道事業を行っております。近年の上下水道管の老朽化に対しては、本町でも布設替え等の対応を進めていますが、公営企業全体で見た場合、今後40年間で7.3億円が必要になるという試算結果が出ています。

・上水道施設の更新費用推計

今後40年間での更新費用	2.3億円
1年あたりの平均更新費用	0.1億円

・下水道施設の更新費用推計

今後40年間での更新費用	5.0億円
1年あたりの平均更新費用	0.1億円

(4)本町全体の更新費用推計

建物系公共施設, 土木系公共施設, 企業会計施設で40年間に必要な更新費用推計結果を合計すると, 今後40年間で405.5億円, 1年当たりでは平均10.3億円の費用が必要となります。現在, 本町公共施設等に対する年間建設投資額は15.2億円であり, 1年当たりでは4.9億円, 40年間では49.0億円もの不足が発生する試算結果となります。本町人口が減少し財政状況も厳しさを増す中, 安心安全に利用できる公共施設等の状態を維持し続けるには膨大なコストがかかり, 本町予算規模を大きく上回ることが予想されます。公共施設等にかかるコストが財政を圧迫し, 社会福祉等の町民サービスに影響が出る事態を防ぐための取り組みが必要となります。

	建物系 公共施設	土木系 公共施設	企業系 公共施設	合 計
(A) 今後40年間の更新費用総額	253.9億円	144.3億円	7.3億円	405.5億円
(B) 1年平均更新費用	6.5億円	3.6億円	0.2億円	10.3億円
(C) 過去の建設投資額(5箇年平均)		14.4億円	0.8億円	15.2億円
(D) (B) - (C) 年間不足分		4.3億円	0.6億円	4.9億円

※端数の関係上, 一部整合しない箇所があります。

⇒将来的に1年当たり15.2億円が本町公共施設等の維持補修や後進に充当できると仮定しても, 今後, 10年間で49億円, 40年間では196億円が不足する試算になります。

(5)更新費用推計条件設定

公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）における設定条件は以下のとおりです。

◆更新費用の推計額

一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。

◆計算方法

耐用年数経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定して計算する。

◆更新単価

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

◆大規模改修単価

建替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。

◆耐用年数

標準的な耐用年数とされる60年を採用することとする。

◆大規模改修

建設後30年で行うものとする。

◆地域格差

地域格差は考慮しないものとする。

◆経過年数が31年以上50年までのもの

今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。

◆経過年数が51年以上のもの

建替え時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものとして計算する。

◆耐用年数が経過しているもの

今後10年間で均等に更新するものとして計算する。

◆建替え時期

設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替え期間を3年間として計算する。

◆修繕期間

設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

【大規模改修単価と建替えの単価】

	大規模改修	建替え
市民文科系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
公園	17万円/㎡	33万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

	更新年数	更新単価
道路	15年	4,700円/㎡
橋りょう	60年	425千円/㎡
上水道	※資産種類別に個別に推計を実施	
下水道	※資産種類別に個別に推計を実施	

第4節 公共施設等における現状と課題

(1)老朽化

◆施設の老朽化が進んでおり、今後、施設の安全性を保つためにも、修繕・更新にかかる経費はますます増加することが見込まれます。しかし、厳しい財政状況のもとでは、施設の維持管理、運営に必要な経費を捻出し続けていくことが次第に困難となることが予想されます。

◆施設保有の必要性を検証し、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで財政負担の軽減平準化を図る必要があります。

(2)ニーズの変化

◆総人口の減少とともに、少子高齢化が急速に進んでいることから、施設に対するニーズの大きな変化が予想されます。

◆社会環境の変化やニーズの変化を見極めながら、既存施設の必要性の見直しや、複数施設の機能集約化、未利用財産の処分等、将来の財政負担の軽減するために、保有送料の適正化を図りながらも、サービスの質を落とさないよう、効率的な施設運営を工夫する必要があります。

(3)財源の不足

◆今後、建替え・大規模改修などが必要となる施設が増え、施設にかかる投資的経費はますます増加することが見込まれます。高齢化に伴う税収の減少、扶助費の増加などにより、厳しさが増す財政状況の中、公共施設等の更新に当てられる財源の確保はさらに難しくなることが予想されます。

◆施設保有の必要性を検証しながら、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努め、財政負担の軽減、平準化を図る必要があります。今後も厳しい財政状況が見込まれることから、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に引き続き取り組む必要があります。

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

第1節 基本方策及び目標値の設定

	建物系 公共施設	土木系 公共施設	企業会計 施設	合計
(A) 今後40年間の更新費用総額	259.4億円	144.3億円	7.3億円	411.0億円
(B) 1年平均更新費用	6.5億円	3.6億円	0.2億円	10.3億円
(C) 過去の年間建設投資額 (5箇年平均)		14.4億円	0.8億円	15.2億円
(D) (B) - (C) 年間不足額		7.3億円	0.6億円	7.9億円

※端数の関係上、一部整合しない箇所があります。

⇒将来的に1年当たり15.2億円が本町公共施設等の維持補修や更新に充当できると仮定しても、今後、10年間で79億円、40年間では316億円が不足する資産になります。

(1)長寿命化の推進

本町公共施設等については、町民が安全に利用できる範囲で少しでも「長く使う」ことで建替え時期をずらします。具体的には、60年で建替えを予定していた建物については長寿命化にかか
る工事を実施し、70年利用できるようにすることで、建替え費用の圧縮に努めます。

公共施設等を60年→70年の長寿命化による更新費用削減額

60年で建替えの場合（30年で大規模改修）→259.4億円/40年

70年で建替えの場合（35年で大規模改修）→●億円

259.4億円 - ●億円 = ●億円/40年

(2)維持管理コストの削減

統合しない施設についても、光熱水費をはじめとした経常的にかかる維持管理コストの削減に努めます。

	建物系 公共施設	土木系 公共施設	企業会計 施設	合計
(A) 今後40年間の更新費用総額	259.4億円	144.3億円	7.3億円	387.9億円
(B) 1年平均更新費用	6.5億円	3.6億円	0.2億円	9.65億円
(C) 過去の年間建設投資額 (5箇年平均)		14.4億円	0.8億円	億円
(D) (B) - (C) 年間不足額		4.9億円	0.6億円	億円

⇒ (1) 長寿命化の推進, (2) 維持管理コストの削減への取組によって, 40年間で●●億円の削減効果が見込まれますが, それでもなお10年間で●●億円, 40年間では, ●●億年が不足する資産になります。

(3)総資産量の適正化

本町の公共施設等について「総資産量の適正化」を目指します。

【取組】

公共施設等の廃止, 複合化, 集約化, 用途変更等を行うことで, 更新及び更新後の管理コスト削減に努めます。

【考え方】

本町公共施設の延床面積 = ●m²
 建替え単価を360,000円/m² (「その他」の場合) と仮定。10年間の不足分●億円を解消するためには,

$$\text{●億円} \div \text{●m}^2 \div \text{円/m}^2 = \text{●\%}$$

以上の削減が必要です。

【目標】

今後10年で総資産量の●%の削減を目指します。

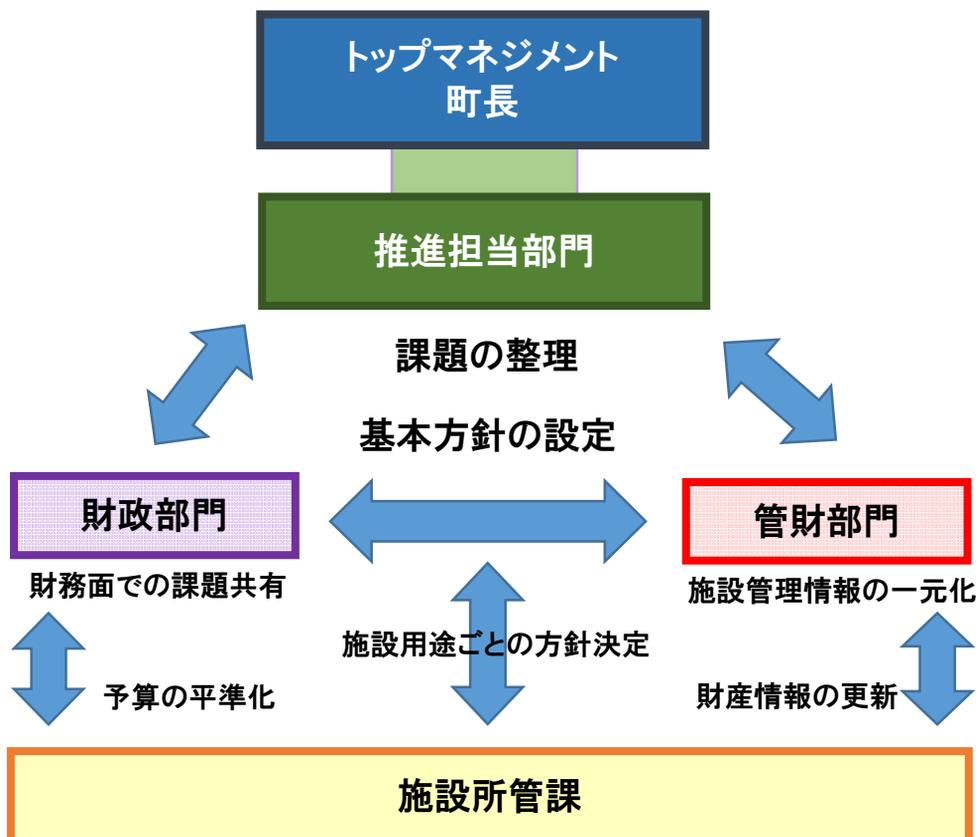
第5章 推進体制

第1節 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

庁内で連携をとりながら効率的な維持管理の推進を図るために、総務課で導入している庁内の施設管理・固定資産台帳システムを活用し、施設所管課の保有する施設情報について一元管理を行います。

職員研修や担当職員の技術研修等も必要に応じて行うものとし、民間企業等が提供する外部の研修も積極的に受講します。固定資産台帳の整備にあたって、庁内の体制整備の構築が重要になります。全体の取りまとめを担当する部署等が役割を分担した上で、台帳整備の状況・資産評価の現状を確認するとともに意見交換を行うために必要となるヒヤリングを実施します。

施設状況ヒヤリングにより特定部署の職員だけでなく、全職員に対して固定資産台帳の整備の取組みに係る意思疎通ができるものと考えます。これにより本町の公共施設等に関する事務の効率化、資産情報の一元化から情報公開へ向けた道筋を構築していきます。



第2節 情報管理・共有方策

公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していくに当たっては、施設所管課の保有する公共施設等の情報について一元管理を行う必要があります。公共施設等の効率的な維持管理を推進するために、総務課で導入している庁内の施設管理・固定資産台帳システムを活用し、関係部局と連携をとりながらマネジメントの推進を図ります。

第3節 議会や町民との情報共有等

公共施設等に関して議会や住民への十分な情報提供等を行うものとします。

公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については積極的な公開に努めます。

第4節 フォローアップの実施方針

本計画は、対象施設の改修や建替えの方針及び工事概要を計画づけるものです。計画に位置付けられた事業は、優先度判定や事業の方向性検討等の手続きを経て予算要求することとし、当該年度の予算査定において与えられた財源の中で確定するものとします。

また実施計画及び各年度の工事実績についても施設マネジメントシステムにおいて管理し、翌年度以降の展開に向けて適宜、見直しを行うことで、計画の確実な推進を図ります。

第6章 個別方策の実施方針について

第1節 点検・診断等の実施方針

公共建築物については、法定点検の結果や技術職員による劣化診断等を適宜実施することにより各施設の現状把握を行うとともに、施設所管課職員に対する研修の実施や点検マニュアルの作成等により日常的な点検体制を構築していきます。

インフラ・プラント系施設については、清掃・パトロール等の日常管理と定期的な点検を実施するとともに、施設に応じた技術基準等に準拠しつつ適正に点検・診断等を実施します。

第2節 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共建築物については、「公共建築物再生計画」に基づく大規模改修、長寿命化改修、更新の実施を目指すとともに、毎年の予算編成時における施設情報システムを活用した工事実施課と各施設所管課との情報交換や現場確認等に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用した維持管理・更新等の実施を目指します。

インフラ・プラント系施設については、予防保全の考え方に立ち、劣化状況等の把握を行いつつ、計画的な維持管理・更新等を進め事業費の縮減・平準化によるライフサイクルコストの低減を目指します。

第3節 安全確保の実施方針

公共施設の安全確保は施設管理者に求められる基本事項であることから、建築基準法の定期点検などの各種法令に基づく点検等を適正に実施するとともに、施設管理者による自主点検、劣化診断等を適宜実施することなどにより、公共施設の安全確保に努めます。

第4節 耐震化の実施方針

町有建物については、『大崎町建築物耐震改修計画（平成27年3月策定）』に基づき、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施していくこととします。

また、災害時に拠点となるような施設や、多くの町民が利用する施設については、地震等の災害発生時における施設については、地震等の災害発生時における施設の安全性や機能性を維持することが求められていることから、平常時から安全対策に努めます。

第5節 長寿命化の実施方針

将来にわたり長く使用する施設については、点検等に基づく計画的な修繕や、損傷が軽微である早期段階での機能維持・回復を図る予防保全型維持管理に努めることで、施設の長寿命化を図り、適正な施設機能の維持や安全性の確保を図ります。

また、大規模改修等の保全措置の実施に当たっては、それぞれの施設の利用状況、緊急性等を総合的に勘案し、施設間における優先順位に基づいて計画的に進めることで、長期的な視点で財政負担の軽減に努めるとともに、大規模改修や更新の集中的増大を避けることで、財政負担の平準化を図ります。

第6節 ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

第7節 統合や廃止の推進方針

施設の利用状況や老朽化等の状況を踏まえて、今後、利用が見込まれない施設あるいは利用状況が著しく減少すると判断される施設、及び現に未利用となっている施設については、当該施設の必要性について十分に検討してうえで、これが認められない場合は廃止し、または必要に応じて除去するなど、施設の保有総量の減少に努めます。

また、現在の規模及び機能を維持し続ける必要性が認められない施設については、他の用途への転用、他の町有施設等との統合または共同利用による集約化等を検討します。

なお、施設の統合や集約化等を検討するに当たっては、国、県その他の地方公共団体の公共施設や民間施設等の利用の可能性についても検討します。

第8節 行政サービス水準等の検討

公共施設等の管理運営に係るコストを把握し、必要に応じて使用料の見直しを検討します。

公共的関与の必要性が低い施設については、その必要性を検討し、積極的に民間へ譲渡等について検討します。

第9節 PPP/PFIの活用について

町民サービスの低下を招くことなく行政運営の効率化が図られる事業事務については、民間への委託等を検討します。

公共施設等の更新や利活用について、他団体の事例等も参考にしながら、民間の技術・経験・資金等の活用を検討します。

町民の意見や民間企業等のアイデアを取り入れやすくするためにも、公共施設等に関する情報公開に努めます。

第10節 市区町村地域を超えた広域的な検討等について

近隣にある施設等との利活用連携について検討します。

第11節 脱炭素化の推進について

2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにする「ゼロカーボン推進宣言」を令和4年4月に表明しました。持続可能な社会構築や実現に向けて、公共施設の計画的な改修、更新は、積極的にLED照明等を導入するなど、公共施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー化の推進を図り、公共施設における脱炭素社会の実現に努めます。

第12節 SDGsの取組について

大崎町SDGs推進方針に沿って、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の一つである「住み続けられるまちづくり」を念頭に、公共施設マネジメントの推進を図ります。

第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

第1節 建物系施設

すべての町有施設等について「公共施設等の総合的な管理に関する基本方針」に基づき、全庁的な共通認識のもとで管理に取り組むこととします。なお、以下に主な施設類型について、それぞれの管理に関する基本的な考え方を示すが、各施設の管理者においては、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて個別の管理計画を策定するなどして、より効果的・効率的な管理を計画的に推進することとします。

(1)市民文化系施設

施設名称	建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	建築年月日	備考
中央公民館	2	2,309.66	昭和49年3月28日	
立小野ふれあい館	1	167.50	昭和61年3月31日	
中沖地区公民館	2	420.62	昭和61年3月3日	
教育集会所	1	132.00	平成4年3月23日	
研修センター	1	510.56	昭和47年3月25日	

※建物（棟）が複数存在する場合は、最も建築年月日が古い施設の「建築年月日」を記載しています。

- 適切な維持管理に努め長寿命化を図るとともに、利用率や利用目的等を調査のうえ統廃合も視野に入れ、あり方について検討します。
- 改修を行うときは、今後の高齢化の進行を見据え、集会・研修のほか介護予防等の拠点施設としての活用など、複合的な利活用の可能性を考慮します。
- 災害発生時等の応急避難場所としての機能を有する施設も多いことから、特に安全性と利便性に配慮した管理を行います。

(2)社会教育系施設

施設名称	建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	建築年月日	備考
陶芸棟	1	47.88	昭和43年3月31日	
町立図書館	4	721.39	昭和60年3月22日	

- 図書館は、適切な維持管理により長寿命化を図り、利用者の快適な空間づくりに努める。また、県や近隣市町村との連携を図りながら施設の広域化等のあり方を互いに検討し、将来に備えます。

(3)スポーツ・レクリエーション系施設

施設名称	建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	建築年月日	備考
町営プール・キャンプ場	23	1,113.32	昭和60年5月28日	
持留地区農村広場	1	22.50	平成2年3月28日	
中央運動公園	5	139.55	昭和54年10月1日	
大丸運動公園	4	109.35	昭和56年1月30日	
永吉運動広場	1	11.97	昭和56年3月28日	
弓道場	3	152.04	昭和51年3月31日	
総合体育館	1	4,084.00	昭和64年1月1日	
くいの松原	1	23.63	平成3年3月22日	
野方グラウンド	1	17.55	平成21年4月1日	
菱田グラウンド	2	20.00	昭和53年8月26日	
道の駅野方あらさの駐車場	2	376.04	平成26年12月13日	
いこいの森	1	3.80	昭和56年3月20日	
四季の森	1	4.00	平成31年2月28日	

●所管課職員において目視等による通常点検を行うとともに、専門技術等による法令に基づく定期点検を実施する。また、特に遊具や器具等は、毎年1回以上の頻度で目視や触診等による健全度調査を実施します。

●継続的な研修等を行うことにより所管課職員の危険に対する感覚を高め、日常点検の実効性を確保します。

●利用の少ない類似の施設については、地域の将来像を見据え、住民の合意形成を図りながら、集約化や他用途への転換、複合化を検討し、修繕費等を抑制しつつ長寿命化を図ります。

(4)産業系施設

施設名称	建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	建築年月日	備考
農業機械センター	3	638.00	昭和39年4月1日	
菱田農村環境改善センター	2	726.26	昭和53年8月26日	
野方農村環境改善センター	1	779.50	昭和58年5月28日	
持留地区農業構造改善センター	1	389.20	平成4年2月17日	
大丸地区農業構造改善センター	1	402.55	平成5年11月4日	
大崎町家畜集合指導センター	5	1,574.09	昭和57年3月30日	
農業研修館	1	443.80	昭和56年3月17日	
野方活性化センター	3	445.50	平成11年12月24日	

●農家数は減少傾向にありますが、農業の担い手の高齢化により施設に対する依存度は高いことから、建て替え時にはサイズを縮小するなど、適正管理に努めます。

●施設・設備等の維持管理のコスト削減に努めます。

(5) 学校教育系施設

施設名称	建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	建築年月日	備考
大崎中学校	20	5,932.10	昭和36年9月1日	
旧大崎第一中学校	15	4,284.31	昭和45年9月29日	
大崎小学校	8	5,751.70	昭和44年3月1日	
大丸小学校	12	2,370.88	昭和41年3月1日	
菱田小学校	11	2,571.12	昭和35年4月1日	
中沖小学校	9	2,382.32	昭和41年3月1日	
持留小学校	9	2,481.30	昭和50年4月1日	
野方小学校	11	2,833.59	昭和44年3月1日	
学校給食センター	2	1,220.76	平成11年3月15日	

●児童・生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童・生徒の『生きる力』を育むための教育環境として重要な意義をもつだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、安全性には特に配慮します。

●老朽化対策においては、教育環境への配慮のほか、地域コミュニティ及び災害時の応急避難所としての位置付けも考慮し、建物の状況や将来の財政状況も見通したうえで計画的に進めることとし、整備の重点化や施設の長寿命化を検討します。

●閉校や学級減、または教育課程の見直し等により不要となる学校施設の集約化や除却等を行い、保育施設の適正化を図ります。

●学校給食センターは、関係法令の改正等にも適合するように施設の改修・整備に努め、かつ、安全安心な給食が提供できるよう衛生的な施設の運用を図ります。

(6) 保健・福祉系施設

施設名称	建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	建築年月日	備考
老人福祉センター	4	900.58	昭和58年3月28日	
大崎町保健センター	1	603.00	平成4年3月16日	
シルバーワークプラザ	2	257.72	平成11年1月25日	

●高齢化が進む中、高齢者等の活動に支障が生じないよう、より一層の適切な維持管理及び改善に努め、施設の長寿命化と安全性の確保を図ります。

●人口減少等により余剰スペースが生じた場合には、他施設の機能を移転集約するなど、施設の有効活用と住民の利便性の向上を図ります。

●保育園の建物については、一部、民間移管による管理者に無償譲渡したが、他の保育園についても同様の方向性で検討します。

(6)行政系施設

施設名称	建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	建築年月日	備考
大崎町役場	6	4,190.32	昭和52年10月31日	
野方支所	2	256.16	昭和58年6月20日	
菱田水防倉庫	1	34.60	昭和41年2月17日	
菱田消防詰所	1	110.60	昭和52年12月15日	
持留消防詰所	1	85.00	昭和53年10月15日	
大丸消防詰所	1	85.00	昭和53年10月25日	
中央分団詰所	1	162.00	昭和54年12月24日	
中沖分団詰所	2	88.30	昭和54年12月24日	
野方消防詰所	1	123.30	昭和55年12月23日	
立小野消防詰所	1	41.00	昭和55年12月23日	
横内消防詰所	1	41.00	昭和55年12月23日	
上町消防詰所	1	52.50	昭和58年11月1日	
菱田分団詰所	1	175.00	令和元年5月30日	

●関係法令に基づく点検や検査,及び日常的な点検等を通して,建物の劣化状況や設備機器の更新時期等を把握し,計画的な予防的修繕等に努めることで長寿命化を図ります。

●施設の安全性や機能維持に必要な施設の性能を確保するため,危険箇所や経年劣化の著しい部位等について,建物の利用状況や劣化状況等を踏まえたうえで緊急度や優先度を評定して,応急的な修繕を実施します。

●地域住民の生命と財産を守るために,より一層の充実が求められることから,火災や災害の発生時に速やかに対応できるように施設・設備の点検・整備等を定期的 to 実施し,必要な措置を施します。

●『大崎町地域防災計画(平成27年6月修正)』に即し,耐震性貯水槽等の推理の多様化を基本に,防火施設の整備を図ります。

(7)公営住宅

施設名称	建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	建築年月日	備考
吹切住宅	12	1,738.36	昭和59年3月20日	
文化通住宅	4	1,177.73	昭和55年3月25日	
天子ヶ丘住宅	37	1,204.45	昭和39年1月14日	
菱田住宅	17	532.97	昭和39年11月30日	
大丸町営住宅	2	172.24	平成9年3月19日	
野方住宅	4	1,119.46	昭和57年3月31日	
ひばりヶ丘住宅	35	1,254.26	昭和44年3月10日	
角堂住宅	7	338.03	昭和48年3月25日	
旭ヶ丘住宅	24	626.04	昭和55年3月25日	
正坂住宅	7	1183.60	昭和53年1月27日	
持留町営住宅	2	172.24	平成6年3月7日	
西迫町営住宅	4	344.48	平成6年3月7日	
町西町営住宅	5	430.60	平成7年3月7日	
中沖町営住宅	2	172.24	平成8年3月25日	
大丸住宅	3	93.90	昭和40年3月31日	
シャルム文化通	1	1,874.25	平成29年3月21日	

●既存住宅の更新や住宅改善等について『大崎町公営住宅等長寿命化計画（平成25年3月策定）』に基づき、緊急性、重要性等に応じて事業の峻別と重点化を図りながら、適切な維持・修繕を行います。

●『大崎町公営住宅等長寿命化計画』の活用手法判定フローに基づき、更新、用途廃止、全面的改善、維持管理等の判定を行ったうえで、PFI等の手法を活用するなどして、財政負担の軽減を図ります。

●建築後または改修後に一定年数以上を経過した外壁、ガス管、給排水管については、耐久性・耐食性の向上に資する改修を検討します。

●耐用年限の2分の1を超過した住棟で、構造安全性、避難安全性、居住性のいずれかの判定で問題がある場合は、更新または用途廃止等の検討を行います。

(7)公園

施設名称	建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	建築年月日	備考
中央公園	4	39.73	昭和54年2月26日	
ふれあいの里公園	1	23.62	令和5年3月3日	

●施設の安全性や機能維持に必要な施設の性能を確保するため、危険箇所や経年劣化の著しい部位等について、建物の利用状況や劣化状況等を踏まえたうえで、緊急度や優先度を評定して、計画的な維持補修に努めます。

(7)その他

施設名称	建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	建築年月日	備考
旧立小野小学校	7	1,520.04	昭和41年12月1日	
旧大丸コミュニティーセンター	1	346.00	昭和48年3月25日	
旧中沖保育園	1	320.71	平成元年12月25日	
旧大丸保育所	1	151.23	昭和57年3月31日	
立小野賃貸住宅A棟	1	86.12	平成6年3月7日	
旭ヶ丘賃貸住宅	3	614.58	昭和53年6月12日	
旧福祉給食サービスセンター	1	122.50	平成5年2月2日	
三文字賃貸住宅	1	64.29	平成10年3月23日	
立小野賃貸住宅1号棟	2	105.49	昭和58年3月15日	
立小野賃貸住宅2号棟	2	105.49	昭和58年3月15日	
野方賃貸住宅A棟	2	102.75	平成元年3月31日	
正坂賃貸住宅1号棟	2	102.75	平成元年3月31日	
正坂賃貸住宅2号棟	2	102.75	平成元年3月31日	
旧野方小教頭住宅車庫	1	24.00	平成2年3月31日	
城内賃貸住宅2号棟	2	108.08	平成3年3月31日	
諏訪下賃貸住宅1号棟	1	116.68	昭和51年3月26日	
諏訪下賃貸住宅2号棟	1	116.68	昭和51年3月26日	
城内賃貸住宅1号棟	1	188.62	昭和22年4月1日	
旧永吉家畜検査所	3	104.03	建築年不明	
旧持留保育所	2	180.00	昭和47年10月1日	
旧野方保育所	2	841.09	平成17年5月28日	
旧普及所	2	479.93	昭和43年3月31日	
野方賃貸住宅1号棟	2	77.00	昭和47年3月1日	
野方賃貸住宅2号棟	2	77.00	昭和47年3年1日	
旧三文字駅前駐車場	1	31.50	昭和56年10月14日	
環境倉庫	1	74.00	昭和57年3月31日	
野方地区公民館	1	74.53	昭和45年3月31日	
大崎救急分駐所	1	243.79	平成22年4月1日	
旧明日葉加工場	2	686.58	平成15年4月1日	
ひばりヶ丘賃貸住宅	1	239.33	昭和55年3月11日	
正坂賃貸住宅3号棟	2	106.08	平成2年3月31日	
正坂賃貸住宅4号棟	2	106.08	平成2年3月31日	

●基本的には貸付等により有効活用を図るが、利活用が見込まれないものや不必要なものについては、除却や売却等を検討します。

●今後においても必要なものについては、維持または更新に関する計画を作成し、適切な管理を行います。

第2節 土木系施設(道路・橋りょう)

道路等施設

●健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的な方針

主要な道路及び道路付属施設等については、定期的な点検を行うことや、通学路交通安全プログラム等による点検も実施します。

主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検実施。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

従来の日常パトロールを中心とした点検により、異常や修繕必要箇所の早期発見に努めるとともに、小規模な修繕や清掃等も適宜行います。

●対象道路・橋梁等の修繕に係る費用の縮減に関する基本的な方針

1) 従来の「建設優先」の考え方ではなく、「建設から維持管理に至るライフサイクル」の視点に立った取り組みに移行することを基本方針とし、より効果的、より経済的な施設の維持管理を目指します。

2) これまでの対症療法的な維持管理から「予防保全的維持管理」へと政策転換修繕に係る費用の低減を行い、道路等の長寿命化を行います。

橋梁施設

●健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的な方針

橋梁については、「大崎町長寿命化修繕計画」に沿って計画的な管理を行います。

修繕計画については、適宜見直しを行い、PDCAサイクルを循環していくものとする。定期点検（概略点検）や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握します。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

従来の日常パトロールを中心とした点検により、異常や修繕必要箇所の早期発見に努めるとともに、小規模な修繕や清掃等も適宜行います。

●対象道路・橋梁等の修繕に係る費用の縮減に関する基本的な方針

1) 従来の「建設優先」の考え方ではなく、「建設から維持管理に至るライフサイクル」の視点に立った取り組みに移行することを基本方針とし、より効果的、より経済的な施設の維持管理を目指すものとします。

2) これまでの対症療法的な維持管理から「予防保全的維持管理」へと政策転換修繕に係る費用の低減を行い、橋梁の長寿命化を行います。

第3節 企業会計施設(上下水道施設・下水道施設)

(1) 上水道施設

施設名称	建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	建築年月日	備考
中山第1水源地	3	82.25	昭和54年3月31日	
中山第2水源地	1	9.00	昭和56年3月31日	
菱田水源地	2	99.15	昭和54年3月31日	
岡別府水源地	2	86.35	平成元年3月31日	
永吉水源地	1	40.00	平成13年3月31日	
大佐土原配水池	1	4.48	平成2年3月31日	
東川水源地	1	30.00	昭和58年3月31日	
倉元水源地	1	32.00	平成8年3月31日	
籠谷水源地	2	26.65	昭和55年4月1日	
水ノ谷中継ポンプ場	1	9.26	昭和55年4月1日	
西之上中継ポンプ場	1	42.50	平成18年3月31日	
水道課事務所	2	230.10	昭和52年10月31日	

●最も重要なライフラインであることを念頭に置き、安全安心な給水を心がけ、また、漏水修繕の頻度や事故の危険度等を考慮し、計画的な施設の整備・更新を実施します。

●災害発生時の応急避難所等への給水確保のため、耐震性のある管路等の整備を進めます。

●管路の法定耐用年数は40年とされているが、実際の使用可能年数は管の材質により60～80年と見込まれることから、経年を考慮し、事故を未然に防ぎながら効率的に更新します。

●給水人口の動向によっては、施設の統廃合を検討します。

(2) 下水道施設

施設名称	建物棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	建築年月日	備考
大崎クリーンセンター	13	2,549.91	平成15年3月17日	

●効率的かつ計画的な保全に努め、長寿命化を図ることをにより財政負担の縮減と平準化に努めます。

●特に稼働率の高い施設の監視を強化し、損傷等への早期段階での対応により、経費の削減を図ります。

●受益者負担による運営を旨とし、健全経営に努めます。



大崎町公共施設等総合管理計画【令和3年度改訂】

令和4（2022）年3月発行

大崎町役場 総務課

〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町仮宿1029 番地
電話：099-476-1111 FAX：099-476-3979